様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　12月　6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　くれしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称　　 呉 信 用 金 庫  （ふりがな）　　 むかい じゅんじ  （法人の場合）代表者の氏名　　 向 井　淳 滋  住所　〒737-8686  広島県呉市本通2丁目2番15号  法人番号　7240005006342  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | くれしんDX戦略 | | 公表日 | 2024年10月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 呉信用金庫ホームページにて公表  https://www.kure-shinkin.jp/about/event/pdf/kureshin\_DX2025\_2026.pdf  金庫HPトップページ→くれしんについて→各種宣言→DXへの取組み→くれしんDX戦略  掲載箇所：1頁目～3頁目 | | 記載内容抜粋 | 経営理念（地域社会の繁栄に貢献する、地域社会から信頼される信用金庫を目指す、働きがいのある職場の実現を目指す）を達成するための当金庫の課題（お客さまの多様なニーズへの対応、お客さまとの接点強化、DX人材の充実化）解決に向け、DXビジョン（「デジタル技術活用により、新たな価値を創造し、地域社会の持続可能な発展の支援と業務改革を実現する」）を設定しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年9月24日（火）呉信用金庫常勤役員会（理事会が決定した基本方針、並びに経営理念に基づき、全般的業務執行方針、および計画、並びに重要な業務の実施に関する協議、もしくは決定する機関（※））に議案を付議し、上程案通り決議。   * 取締役会に準ずる機関である理事会に参加する常勤役員により構成されている |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | くれしんDX戦略 | | 公表日 | 2024年10月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 呉信用金庫ホームページにて公表  https://www.kure-shinkin.jp/about/event/pdf/kureshin\_DX2025\_2026.pdf  金庫HPトップページ→くれしんについて→各種宣言→DXへの取組み→くれしんDX戦略  掲載箇所：3頁目 | | 記載内容抜粋 | くれしんDX戦略として3つの戦略とそれに紐付く施策を定めます。  戦略1：お客さま第一主義によるサービス展開  戦略2：業務プロセス改革  戦略3：DX推進の体制整備  ＜戦略毎の施策内容＞  戦略1：①　非対面チャネルの強化  ②　取引先企業へのデジタル化サポート  ③　営業活動の効率化  戦略2：①　BPRによる業務改革（デジタルツール活用）  ②　バックオフィス業務拡充による業務の集約化、効率化  戦略3：デジタル人材育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年9月24日（火）呉信用金庫常勤役員会（理事会が決定した基本方針、並びに経営理念に基づき、全般的業務執行方針、および計画、並びに重要な業務の実施に関する協議、もしくは決定する機関）に議案を付議し、上程案通り決議。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | くれしんDX戦略\_「5.DX推進体制」  掲載箇所：4頁目～5頁目 | | 記載内容抜粋 | ＜DX推進体制＞  ①　2023年6月  経営企画部内に「BPR推進担当」を設置  ②　2024年1月  ・営業店の事務負担を軽減するため、融資部に営業店融資事務を集中して行う「バックオフィスセンター」を設置  ・DXへの対応力を強化するため、事務統括部（旧）のシステム担当を「システム部」として新設  ・「DX推進部会」を設置し、組織横断的にDXを推進  ＜デジタル人材育成＞  ①　IT系公的資格等取得支援制度の拡充  ②　デジタル人材の育成研修 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | くれしんDX戦略\_「4.環境整備の具体的な方策」  掲載箇所：4頁目 | | 記載内容抜粋 | くれしんDX戦略として6つの施策とそれに紐付く環境整備の方策を定めます。  施策1：非対面チャネルの強化  施策2：取引先企業へのデジタル化サポート  施策3：営業活動の効率化  施策4：BPRによる業務改革（デジタルツール活用）  施策5：バックオフィス業務拡充による業務の集約化、効率化  施策6：デジタル人材育成  ＜施策毎の環境整備の具体的方策＞  施策1：スマホアプリ等による取引拡充  施策2：DX支援業務の確立と体制整備  施策3：営業店窓口支援システムの導入店舗拡大  施策4：①　組織横断的なBPRの推進拡充  ②　新規デジタルツール導入検討（クラウド環境の段階的導入も検討）と既存デジタルツール利用の拡充  施策5：対象業務拡充に向けたシステム改善の検討  施策6：①　IT系公的資格等取得支援制度の拡充  ②　デジタル人材の育成研修 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | くれしんDX戦略\_「6.DX評価指標」 | | 公表日 | 2024年10月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 呉信用金庫ホームページにて公表  https://www.kure-shinkin.jp/about/event/pdf/kureshin\_DX2025\_2026.pdf  金庫HPトップページ→くれしんについて→各種宣言→DXへの取組み→くれしんDX戦略  掲載箇所：6頁目 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の観点から次のとおり戦略毎の指標を設定。  戦略1：お客様第一主義によるサービス展開  戦略2：業務プロセス改革  戦略3：DX推進の体制整備  ＜戦略毎の評価指標＞  戦略1：①　非対面チャネルセールス強化による若年層貸出先数  ②　お客さまのDX推進に向けた啓蒙・啓発活動（セミナー等）件数  ③　営業店窓口支援システム導入店舗数  戦略2：①　業務効率化時間  ②　システム活用による本部集中化および融資業務の効率化時間  戦略3：①　ITパスポート保有者数  ②　デジタルツール活用・開発人材数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月31日 | | 発信方法 | 呉信用金庫ホームページにて公表  https://www.kure-shinkin.jp/about/event/pdf/kureshin\_DX2025\_2026.pdf  金庫HPトップページ→くれしんについて→各種宣言→DXへの取組み→くれしんDX戦略  掲載箇所：1頁目 | | 発信内容 | 理事長メッセージとしてDX推進により新たな価値を創出し、地域社会の活性化と発展を支援する事を発信しました。  当金庫は地域社会の発展と繁栄を支えることを使命とし、「地域社会の繁栄に貢献する」、「地域社会から信頼される信用金庫を目指す」、「働きがいのある職場の実現を目指す」という経営理念を大切にしてまいりました。  現在、当金庫を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少、業界内の激しい競争、そして顧客向けサービスの非対面化など、急速に変化しています。  このような環境の中で、私たちはDXを推進することにより、新たな価値を創出し、地域社会の活性化と発展を支援する使命を果たしていくことが不可欠であると認識しています。  DXを通じて、業務の効率化と革新を促進することで、お客さまとの信頼関係を一層強化し、働きがいのある職場を実現してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年4月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにてDX推進指標の自己診断フォーマット提出済  受付番号：202411AH00000705 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「情報資産保護に関する基本方針（情報セキュリティポリシー）」に基づき、「サイバーセキュリティ管理規程」、「サイバーインシデント対応組織運営要領」、「サイバーインシデント対応マニュアル」等の規程を定めるとともに、インシデントへの対応組織（CSIRT）を整備している。また、業務システムをインターネット等の外部接続用システムから分離するなど、セキュリティ対策を施すとともに、サイバーインシデント発生時の対応態勢を講じている。  更に、年度毎にサイバーセキュリティの取組計画を作成し、計画に基づき実施している。  加えて、サイバーセキュリティ演習に定期的に参加する等、実効性を高めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。